

結 果 の 概 要

1 戸籍事務を取り扱う事務所数

令和8年4月1日現在における戸籍事務を取り扱う事務所数は、4,863庁（本庁1,891庁、支所1,769庁、出張所1,203庁）である。

令和7年度においては、戸籍届出事件を454万1442件（他市区町村からの送付事件を含めると、668万9442件）受理し、戸籍の証明書・謄本・抄本等請求事件を4259万6334件処理している。

2 本籍数・本籍人口の推移

令和3年以降における本籍数・本籍人口の推移は、第1表のとおりである。

令和8年3月31日現在における本籍数は5148万8490戸籍であり、対前年比で0.3%減少している。他方、本籍人口は1億2120万6765人であり、対前年比で0.7%減少している。

令和3年を100とした指数では、本籍数は98.3ポイント、本籍人口は96.6ポイントとなっている。

また、一戸籍当たりの在籍者数は、減少を続けており、令和8年は前年と比べ0.009人の減少となっている。

第1表 本籍数・本籍人口の推移

（各年3月31日現在）

年 次	本 籍 数 (千)	本 籍 人 口 (千人)	一戸籍当たりの在籍者 (人)	指数(令和3年=100)		対前年増減率(%) (△は減)	
				本 籍 数	本 籍 人 口	本 籍 数	本 籍 人 口
令和3年	52,378	125,429	2.395	100.0	100.0	-	-
4	52,263	124,752	2.387	99.8	99.5	△ 0.2	△ 0.5
5	52,042	123,953	2.382	99.4	98.8	△ 0.4	△ 0.6
6	51,875	123,103	2.373	99.0	98.1	△ 0.3	△ 0.7
7	51,658	122,082	2.363	98.6	97.3	△ 0.4	△ 0.8
8	51,488	121,206	2.354	98.3	96.6	△ 0.3	△ 0.7

3 届出事件の推移

令和2年度以降における届出事件の推移は、第2表のとおりである。

届出事件数は、令和6年度までおおむね減少傾向にあったものの、令和7年度における届出事件（本籍人届出及び非本籍人届出に関するもの）は454万1442件であり、対前年度比で20.0%増加し、令和2年度を100とした指数では117.8ポイントとなっている。これは、令和7年5月26日に施行された改正戸籍法により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加され、これに伴う届出が行われたことによるものである。

届出事件の内訳は、本籍人届出が339万5852件、非本籍人届出が114万5590件となっており、構成比はそれぞれ74.8%、25.2%となっている。

第2表 届出事件の推移

年 度	届 出			指 数(令和2年度=100)		
	計	本 籍 人	非 本 籍 人	届 出 計	本 籍 人	非 本 籍 人
令和2年度	3,854	2,817	1,037	100.0	100.0	100.0
3	3,879	2,810	1,069	100.6	99.8	103.1
4	3,887	2,808	1,078	100.9	99.7	104.0
5	3,811	2,752	1,059	98.9	97.7	102.1
6	3,785	2,677	1,107	98.2	95.0	106.8
7	4,541	3,395	1,145	117.8	120.5	110.4
	[対前年度増減率(%) (△は減)]			[構 成 比]		
7	20.0	26.8	3.4	100.0	74.8	25.2

(注) 取消事件を含む。

次に、令和7年度における種別届出事件数は、第3表のとおりである。

第3表に掲げる種別の件数について前年度と比較すると、出生、離婚及び死亡は減少しているが、それ以外の届出事件は増加している。

また、種別の構成比については、死亡が34.5%、出生が15.6%、婚姻が11.2%、転籍が6.4%などとなっている。

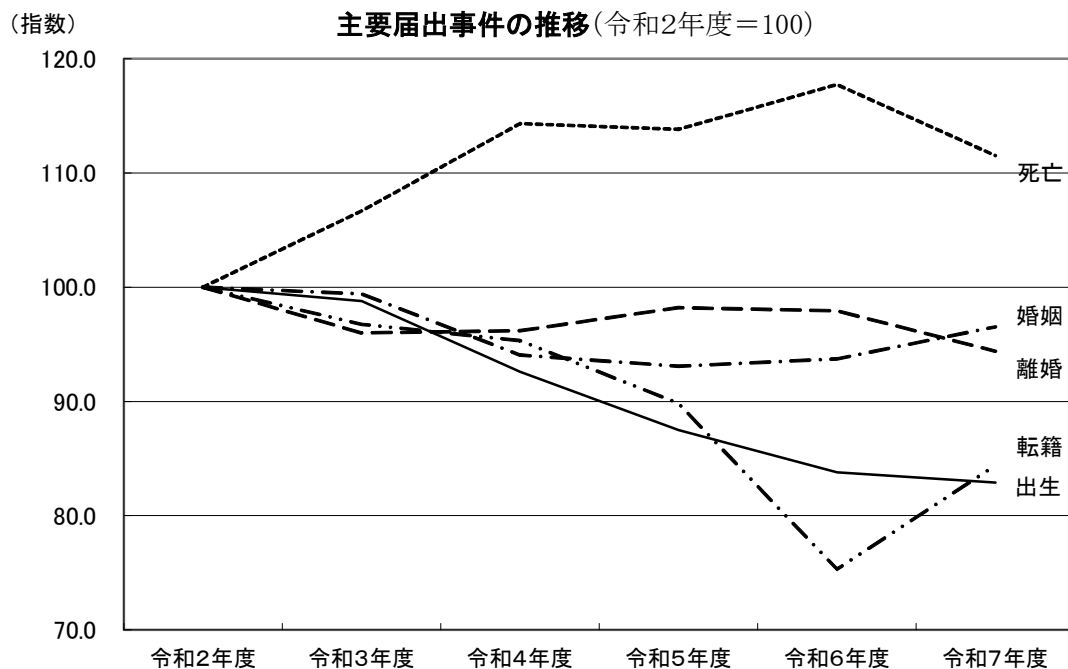
なお、主な届出事件の平均発生間隔を見ると、44.6秒に1人の割合で出生し、20.1秒に1人の割合で死亡し、61.9秒に1組の割合で婚姻し、174.3秒に1組の割合で離婚したこととなる。

第3表 種類別届出事件数

(令和7年度)				
種 別	件 数	対 前 年 度 増 減 率 (%) (△は減)	構 成 比	
総 数	4,541,442	20.0	100.0	
出 生	707,048	△ 1.1	15.6	
婚 姻	509,178	3.0	11.2	
離 婚	180,922	△ 3.6	4.0	
死 亡	1,566,681	△ 5.3	34.5	
転 籍	288,731	12.1	6.4	
訂 正 ・ 更 正	72,979	7.8	1.6	
そ の 他	1,215,903	197.2	26.8	

さらに、令和2年度を100とした指数による主要届出事件の推移は、下図のとおりである。

死亡は全体として上昇傾向にあるものの、令和7年度は低下して111.5ポイントとなった。また、出生は一貫して低下し、82.9ポイントとなった。婚姻は令和5年度まで低下した後、上昇に転じ、令和7年度は96.5ポイントとなった。離婚はおおむね横ばいで推移していたが、令和7年度は低下して94.4ポイントとなった。転籍は全体として低下傾向にあるものの、令和7年度は上昇して84.4ポイントとなった。



4 新戸籍編製等の処理事件の推移

令和2年度以降における新戸籍編製等の処理事件の推移は、第4表のとおりである。

令和7年度における新戸籍編製等の処理事件数は178万3897件であり、対前年度比で0.3%減少し、令和2年度を100とした指数では98.2ポイントとなっている。

処理事件数の内訳は、新戸籍編製が80万939件、戸籍全部消除が96万9575件などとなり、構成比はそれぞれ44.9%、54.4%となっている。

第4表 新戸籍編製等の処理事件の推移

年 度	総 数	新 戸 籍 編 製	戸 籍 全 部 消 除	違 反 通 知	戸籍の再製・補完	そ の 他
[指 数 (令和2年度=100)]						
令和2年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	100.8	98.7	102.5	122.1	143.0	94.6
4	103.0	96.9	108.7	115.7	153.9	75.6
5	100.3	95.0	105.5	103.0	90.6	66.6
6	98.5	91.3	105.2	100.7	77.1	73.3
7	98.2	93.9	102.3	128.5	57.0	65.8
[件 数]						
7	1,783,897	800,939	969,575	7,128	303	5,952
[対前年度増減率(%) (△は減)]						
7	△ 0.3	2.8	△ 2.8	27.6	△ 26.1	△ 10.3
[構 成 比]						
7	100.0	44.9	54.4	0.4	0.0	0.3

(注)「その他」は、届出の催告、戸籍の記載の錯誤・遺漏通知及び管轄局に対する許可の申請である。

5 証明書・謄本・抄本等の請求事件の推移

令和2年度以降における戸籍の証明書・謄本・抄本等の請求事件の推移は、第5表のとおりである。

令和7年度における戸籍の証明書・謄本・抄本等の請求事件の総数は4259万6334件であり、対前年度比で3.2%減少し、令和2年度を100とした指数では108.4ポイントとなっている。

請求事件の内訳は、全部事項証明書（謄本）が2785万4082件、一部事項・個人事項証明書（抄本）が286万448件などとなっており、この2つが全体の72.1%を占めている。

第5表 証明書・謄本・抄本等の請求事件の推移

(件数単位 千件)									
年 度	件 数			指数(令和2年度＝100)			対前年度増減率(%) (△は減)		
	総 数	(う ち)		総 数	(う ち)		総 数	(う ち)	
		全 部 事 項 証 明 書 (謄 本)	一 部 事 項・ 個 人 事 項 証 明 書 (抄 本)		全 部 事 項 証 明 書 (謄 本)	一 部 事 項・ 個 人 事 項 証 明 書 (抄 本)		全 部 事 項 証 明 書 (謄 本)	一 部 事 項・ 個 人 事 項 証 明 書 (抄 本)
令和2年度	39,285	34,941	3,755	100.0	100.0	100.0	－	－	－
3	38,687	34,893	3,168	98.5	99.9	84.4	△ 1.5	△ 0.1	△ 15.6
4	40,597	36,090	3,854	103.3	103.3	102.6	4.9	3.4	21.7
5	44,550	40,021	3,227	113.4	114.5	86.0	9.7	10.9	△ 16.3
6	44,007	31,606	2,836	112.0	90.5	75.5	△ 1.2	△ 21.0	△ 12.1
7	42,596	27,854	2,860	108.4	79.7	76.2	△ 3.2	△ 11.9	0.8

6 戸籍事務担当職員数の推移

令和3年以降における戸籍事務担当職員数の推移は、第6表のとおりである。

令和8年4月1日現在における市区町村の戸籍事務担当職員数（総数）は4万2093人、うち兼務職員は全体の83.8%に当たる3万5271人となっており、対前年比では戸籍事務担当職員数（総数）は0.2%増加し、兼務職員は0.1%増加している。

令和3年を100とした指数では、戸籍事務担当職員数（総数）は103.2ポイント、うち兼務職員は101.3ポイントとなっている。

これを経験年数別で見ると、3年未満の職員が1万9315人で全体の45.9%を占め、3年以上10年未満の職員が1万5937人で37.9%、10年以上の職員が6841人で16.3%となっている。

また、令和3年を100とした経験年数別の指数については、3年未満が101.2ポイント、3年以上10年未満が99.6ポイント、10年以上が119.7ポイントとなっている。

第6表 戸籍事務担当職員数の推移

（各年4月1日現在）

年次			経験年数別		
	総数	(うち) 兼務職員			
			3年未満	3年以上10年未満	10年以上
令和3年 4 5 6 7 8 8 8 8	[指数（令和3年＝100）]				
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	100.4	100.9	101.1	98.2	104.1
	102.0	102.1	100.6	100.8	110.1
	102.1	100.8	98.8	101.6	114.4
	102.9	101.3	100.6	101.1	115.9
	103.2	101.3	101.2	99.6	119.7
	[職員数]				
	42,093	35,271	19,315	15,937	6,841
	[対前年増減率(%)（△は減）]				
	0.2	0.1	0.6	△ 1.5	3.3
	[構成比]				
100.0	83.8	45.9	37.9	16.3	

（注）構成比は四捨五入しているため、表示上の合計が100.0%にならない場合がある。